

(改正後)

第一号様式(第五条)

年　月　日

## 資　産　等　報　告　書

千葉県知事

(改正前)

第一号様式(第五条)

年　月　日

## 資　産　等　報　告　書

千葉県知事



## 1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m <sup>2</sup>	円	

## 注

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

## 1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m <sup>2</sup>	円	

## 注

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

(改正後)

第二号様式(第六条)

年 月 日

資産等補充報告書

千葉県知事

(改正前)

第二号様式(第六条)

年 月 日

資産等補充報告書

千葉県知事



1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m <sup>2</sup>	円	

注

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m <sup>2</sup>	円	

注

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

(改正後)

(改正前)

第三号様式(第八条)

年　月　日

## 所　得　等　報　告　書

千葉県知事

所　得　区　分	所　得　金　額	基　因　と　な　っ　た　事　実
総合課税	事　業　所　得	円
	不　動　産　所　得	
	利　子　所　得	
	配　当　所　得	
	給　与　所　得	
	雜　所　得	
	譲　渡　所　得	
	一　時　所　得	
分離課税	土地等の事業雑所得	
	短　期　譲　渡　所　得	
	長　期　譲　渡　所　得	
	一般株式等の事業・譲渡雑所得	
	上場株式等の事業・譲渡雑所得	
	上場株式等の利子配当所得	
	先物取引の事業・譲渡雑所得	
	山　林　所　得	

受　贈　財　産　の　課　税　価　格	円
-------------------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

第三号様式(第八条)

年　月　日

## 所　得　等　報　告　書

千葉県知事

所　得　区　分	所　得　金　額	基　因　と　な　っ　た　事　実
総合課税	事　業　所　得	円
	不　動　産　所　得	
	利　子　所　得	
	配　当　所　得	
	給　与　所　得	
	雜　所　得	
	譲　渡　所　得	
	一　時　所　得	
分離課税	土地等の事業雑所得	
	短　期　譲　渡　所　得	
	長　期　譲　渡　所　得	
	一般株式等の事業・譲渡雑所得	
	上場株式等の事業・譲渡雑所得	
	上場株式等の利子配当所得	
	先物取引の事業・譲渡雑所得	
	山　林　所　得	

受　贈　財　産　の　課　税　価　格	円
-------------------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

(改正後)

第四号様式(第九条)

年　月　日

関連会社等報告書

千葉県知事

(改正前)

第四号様式(第九条)

年　月　日

関連会社等報告書

千葉県知事 

会社その他の法人の名称	所 在 地	役員、顧問その他の職名

注

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

会社その他の法人の名称	所 在 地	役員、顧問その他の職名

注

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。